

本庄ガスからのお知らせ

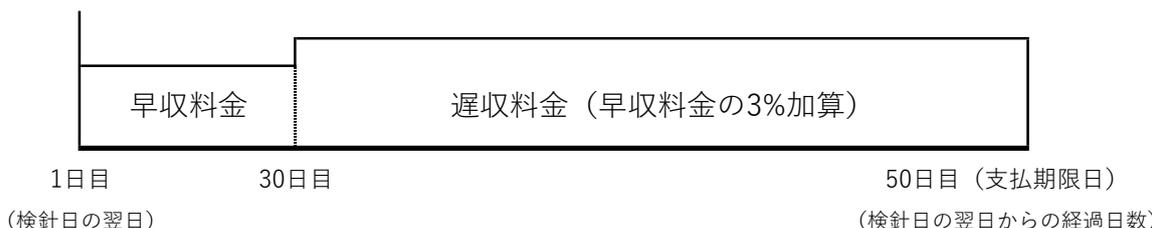
平素より、本庄ガスをご利用いただきありがとうございます。令和5年4月1日より、一般ガス小売供給約款を変更しガス料金制度を一部改定致します。

○「早収・遅収料金制度」を廃止し、「延滞利息制度」を導入します

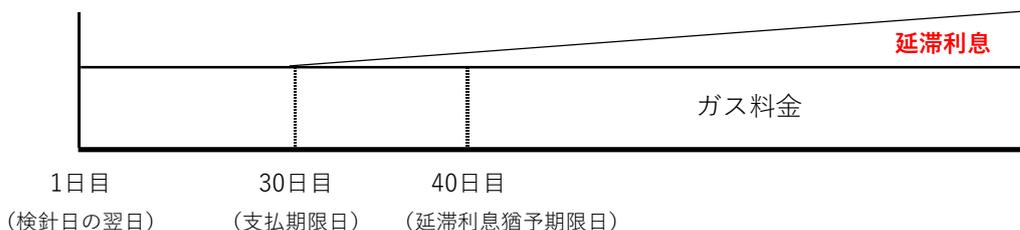
「延滞利息制度」とは、お客さまがガス料金の「支払期限日」を経過してお支払いいただいた場合に、その経過日数に応じて対象となるガス料金（税別）に対し、1日あたり0.0274%（年率約10%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。支払期限日は検針日の翌日から起算して30日目と致します。

（ただし、支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息はいただきません。10日目が休日の場合であっても延伸されません。）

現行の「早収・遅収料金制度」



「延滞利息制度」導入後



延滞利息=ガス料金（税別）×利率（0.0274%）×経過日数

※支払期限日の翌日から起算して10日以内にガス料金をお支払いいただいた場合には、延滞利息はいただきません。10日目が休日の場合であっても延伸されません。

ガス料金（税別）が3,000円の場合
1ヵ月⇒約24円
50日⇒約41円